

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年2月

下呂市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	農業・農村の現状と課題	1
2.	農業構造の動向について	1
3.	経営体の育成	3
4.	農業・農村の発展方向	4
5.	農業経営改善計画について	5
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する 目標について	5
7.	地域の活性化について	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事態様に関する 営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	15
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	17
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	27
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び 確保に関する事項	27
5.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み	27
6.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
第5	その他	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業・農村の現状と課題

下呂市は岐阜県の中東部に位置し、ほぼ中央を飛騨川が流れるなか総面積の9割を山林が占める自然色豊かな山間地域である。

本市の農業は、稲作を主体に夏季の冷涼な気候を活かした夏秋トマトやほうれんそう、花き等の施設園芸や露地野菜、茶等の栽培をおこなうとともに「飛騨牛」のブランドを確立した和牛を中心とした畜産業が農業生産の中心となっている。また、下呂温泉に代表される観光、商工業との農商工連携や各地に設置された農産物直売所が地産地消の推進と地域の活性化に一役買っている。

しかし、農業を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、産地間競争の激化、頻発する自然災害や異常気象、担い手の高齢化、遊休農地の発生抑制、鳥獣害による離農等、依然として厳しい環境にある。このような状況を踏まえ、地域農業の更なる活性化を図るためには、集落単位での農業をどう維持・発展させるかを示す人・農地プランの作成及び実質化に向けた支援強化や、スマート農業等の新技術の導入など経営環境の変化にも対応できる、安定的な農業経営体の育成と新規就農者の育成・確保、地産地消の構造の確立、地域資源を活かした特産品の開発、農地の賃借と労働力の提供等それぞれの役割を明確にしつつ優良農地の確保と遊休農地の発生防止を図ることを基本として地域農業の発展を目指すものとする。

2. 農業構造の動向について

(1) 農家の経営実態

ア 農家戸数

(単位：戸・経営体)

項目	平成27年(A)	令和2年(B)	(B)／(A)×100
農家戸数	2,089	1,748	83.7%
農業経営体数	686	499	72.7%
個人経営体数	657	469	71.4%
主業経営体数	59	67	113.6%
準主業経営体数	91	50	54.9%
副業的経営体数	507	352	69.4%
団体経営体数	29	30	103.4%
法人経営体数	23	25	108.7%
自給的農家数	1,432	1,279	89.3%

※資料：農林業センサス

イ 農家1戸当たりの経営耕地面積 (単位：a)

項目	平成27年(A)	令和2年(B)	(B)／(A)×100
経営耕地	54,290	41,646	76.7%
農家戸数(戸)	2,089	1,748	83.7%
農家1戸当たりの経営耕地面積	26.0	23.8	91.5%

※資料：農林業センサス

令和2年の総農家数は1,748戸、そのうち主業経営体は67戸(3.8%)、副業的経営体が352戸(20.1%)、と年々減少傾向である。

また、農家1戸当たりの耕地面積も23.8aと規模は零細で、若者の新規就農者やUターン者もほんの僅かに留まっている。

さらに、農業従事者に占める65歳以上の割合も64.7%を占めており、依然として高齢化が深刻である。しかし、地域によっては、集落営農組織の立ち上げや認定農業者を中心とした作業受委託の拡大が図られるとともに、農地集積による動きが高まってきた。

ウ 認定農業者数 (単位：経営体)

項目	平成27年(A)	令和3年(B)	(B)／(A)×100
計	67	70	104.4%

認定農業者は70経営体(令和3年4月)で、平成28年3月の67経営体から3経営体増加している。

エ 農業法人数 (単位：経営体)

項目	平成27年(A)	令和3年(B)	(B)／(A)×100
農業法人	23	24	104.3%
うち農地所有適格法人	6	5	83.3%

農業法人は、24経営体(令和3年3月)で、平成28年3月の23経営体から1経営体増

加している。

(2) 農業労働力の実態

ア 農業就業人口

(単位：人)

項目	平成27年(A)	令和2年(B)	(B)／(A)×100
農業就業人口	836	583	69.7%
うち女性	376	181	48.1%
うち65歳以上	648	377	58.2%

※資料：農林業センサス

※R2数値：農林業センサス年齢階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員、構成員数

イ 基幹的農業従事者

(単位：人)

項目	平成27年(A)	令和2年(B)	(B)／(A)×100
基幹的農業従事者	661	464	70.2%
うち女性	228	146	64.0%
うち65歳以上	520	347	66.7%

※資料：農林業センサス

3. 経営体の育成

下呂市は、このような農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、下呂市及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,600～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業・農村の発展方向

下呂市は、将来の下呂市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのために、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会が相互の連携を濃密に図りながら、集落毎に農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進し、地域農業を担う経営体や「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という）第12条第1項による農業経営改善計画の認定を受けたもの（以下「認定農業者」という）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）等を支援する集落機能の強化を図る。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及び周辺農家に対して上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことで各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。そして、農業経営改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地利用最適化推進委員などによる農地利活用の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地流動化を進めるうえで、耕作の効率性・作業性を考慮した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、認定農業者等への利用集積を図るなど積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

土地利用型農業が主で経営体の育成及び利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域資源管理団体（法人）等の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、構成員の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成と農用地の利用集積の方向性を明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手確保が困難な地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地流動化による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による作業単位の拡大を促進し、稲作農家の労力軽減、農業機械設備の過剰投資防止に努める。

また、県農林事務所や営農指導員の下に、安全・安心なぎふクリーン農業、GAPの推進と既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進するなど、地産地消とタイアップした生産から販売までの流通体系の確立を目指す。

また、機械化営農組合や各種生産組織にあっては、兼業農家の多い下呂市において重要な位置づけを占めるものであり、同時に農業法人等の組織経営体への発展母体としての可能性をもっており、オペレーターの育成、農作業受委託、機械設備の充実を図ることで地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、法人形態への誘導を図る。

また、下呂市は棚田を含む中山間の条件不利地が多く、低生産性、農家の高齢化による後継者不足が問題となっている。今後持続的な営農を継続するために、スマート農業の普及により農作

業の省力化を推進する。

その他に下呂市内に組織されている既存の高齢者グループや女性グループなども年々活動が活発化し、地域にその存在を明確に位置づけられてきているなかで、より生産性の向上と流通戦略における支援体制を関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会を中心に強化を図るとともに集落営農における話し合いの場への参加を呼びかけ、高齢者や女性の立場での意見を活かせるよう積極的な地域農業への参加・協力を推進する。

なお、小規模な兼業農家、生き甲斐農業を行う高齢化農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、サラリーマン農家等にも本法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編に理解と協力を求めていく。特に、法12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の各種支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるとともに下呂市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求め、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、下呂市の水田は急峻な土地条件の地域もあることから、ほ場整備率に格差はあるが、ほ場整備事業計画策定においては、認定農業者をはじめとする農業者の経営発展に資するよう十分な配慮、検討を行う。市の方策である地産地消の活動を活発化し、安全・安心な農産物を安定的に供給できる体制を構築する。また、学校給食をはじめ幼少期からの食育を女性グループや高齢者組織との連携で農作業体験を通じて食と農の重要性を推進するとともに、高齢者の生き甲斐づくりにつなげる活動を推進する。

5. 農業経営改善計画について

下呂市は、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会において、効率的かつ安定的な経営体を育成するための農業経営改善計画の作成指導を行い、生産方式の効率化、技術の向上及び経営の合理化を推進し、労働環境や福利厚生等農業従事の態様の改善を図るべく下呂市認定農業者協議会等の農業者で構成される団体と密接に連携をとりながら、経営診断の実施や先進的技術の導入指導、パソコン講習会等の開催を積極的に行う。

また、認定農業者の経営改善計画のフォローアップ体制を構築するとともに、農用地の優先的斡旋、その他の支援制度を有効に行い認定農業者のメリットを十分に活用できるよう努める。

さらに、今後認定を受けようとする農業者の誘導を図り、担い手の育成を行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標について

下呂市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、下呂市及びその周辺市町村の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,600～

2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の概ね4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得160万円程度)を目標とする。

また、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 地域の活性化について

下呂市は、山林面積が9割以上占める山間地域のなか、食料生産の場と地域の環境保全、水資源の涵養、景観の保全や文化の伝承と重要な役割を果たしているが、高齢化、担い手不足、小規模のほ場が点在する等農林業の生産条件において大変不利な地域である。これに対処するため、豊かな自然と伝統的な食と農を核とした農山村を下呂温泉と連動した都市との交流を推進する。

また、情報網を活用し、生育管理や販売状況を生産者に伝えるとともに、市内の農産物や食文化等を紹介することで、消費者である市民が農業・農村の重要性を理解し、応援する取り組みを推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、下呂市及び周辺市村で展開している優良事例を踏まえつつ、下呂市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。モデル営農類型は、本市の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を示したもので全てを網羅したものではない。

標準的モデル営農類型

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (I)	夏秋トマト 50a	<p><資本設備></p> <p>パイプハウス 5,000㎡</p> <p>自動灌水装置 1式</p> <p>トラクター 20ps 1台</p> <p>管理機 7ps 1台</p> <p>自走式防除機 1台</p> <p>コンテナ運搬機 1台</p> <p>普通トラック 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p><栽培技術></p> <p>マルハナバチによる授粉、防虫</p> <p>ネットの設置、ぎふクリーン農業、GAPの推進</p> <p><その他></p> <p>マニュアルスプレッタの共同利用</p>	<p>・パソコンを利用した経営管理と複式簿記による青色申告の実施</p>
			<p>農業従事の態様等</p> <p>・家族経営協定の締結に基づき休日制・給料制を導入する。</p> <p>・農繁期による臨時雇用従事者を確保する。</p> <p>・基幹的労働力 2名</p> <p>・補助的労働力 1名</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (Ⅱ)	ほうれん草 (延べ1.8ha) 年間6作	<資本設備> パイプハウス 3,000m ² 灌水装置 1式 作業場 60m ² 予冷库 1坪 トラクター 31ps 1台 真空播種機 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧器 1台 袋詰め機 1台 収穫機 1台 管理機 1台 広幅整地ロータリー 1台 軽トラック 1台 <栽培技術> 防虫ネットの設置 予冷出荷 自動袋詰め機による省力化 ぎふクリーン農業、GAPの推進	・複式簿記による青色申告を実施する。 ・パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等 ・家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 ・農繁期に臨時雇用従事者を確保する。 ・基幹的労働力 1名 ・補助的労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (Ⅱ)	ほうれん草 + 小松菜 (延べ2.5ha)	<資本設備> パイプハウス 5,000m ² 灌水装置 1式 作業場 60m ² 予冷庫 2坪 トラクター 22ps 1台 真空播種機 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧器 1台 袋詰め機 1台 収穫機 1台 管理機 1台 軽トラック 1台 <栽培技術> 防虫ネットの設置 予冷出荷 自動袋詰め機による省力化 ぎふクリーン農業、GAPの推進 <その他> ほうれん草1作、小松菜4作	・複式簿記による青色申告を実施する。 ・パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等 ・家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 ・農繁期に臨時雇用従事者を確保する。 ・基幹的労働力 1名 ・補助的労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (Ⅲ)	切り花 45a トルコキョウ+キク	<資本設備> パイプハウス 4,500m ² 灌水装置 1式 予冷庫 1台 トラクター 25ps 1台 ロータリー 1台 管理機 7ps 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台	・複式簿記による青色申告を実施する。 ・パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等 ・基幹労働力 1名 ・補助労働力 1名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (IV)	鉢花 20a	<資本設備> パイプハウス 2,000m ² 灌水装置 1式 トラクター 25ps 1台 管理機 7ps 1台 動力噴霧機 1台 暖房機 2台 ポットイングマシン 1式 軽トラック 1台	・複式簿記による青色申告を実施する。 ・パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等
			・基幹労働力 1名 ・補助労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 + 菌床しいたけ	夏秋トマト 30a 菌床しいたけ 5,000ブロック	<資本設備> パイプハウス 3,000m ² 灌水装置 1式 トラクター 20ps 1台 管理機 7ps 1台 ロボットスプレーカー 1台 コンテナ運搬機 1台 軽トラック 1台 菌床ハウス 200m ² 暖房機 1式 <その他> マニユアスプレッタの共同利用	・複式簿記による青色申告を実施する。 ・パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等
			・家族経営協定の締結に基づき休日制・給料制を導入する。 ・農繁期による臨時雇用従事者を確保する。 ・基幹的労働力 1名 ・補助的労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
肉専用種 繁殖	(飼育頭数) 繁殖雌牛 35頭 (飼料作物) 混播牧草 4 ha イタリアライグラス 1 ha	牛舎 500m ²	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。 パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
		乾燥ハウス 40m ²	
		トラクター 36ps 1台	<p style="text-align: center;">農業従事の態様等</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 農繁期に臨時雇用従事者を確保する。(ヘルパー制度の活用) 基幹的労働力 1名 補助的労働力 1名
		フロントローダ 1台	
		ダンプトラック 2t 1台	
		<その他>	
		・ハーベスター、マニユアスプレッダ等の農業機械と堆肥舎の共同利用。	
		・夏山冬里方式による労働力の軽減を図る。	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
酪農単一	(飼育頭数) 経産牛 40 頭 育成若 14 頭 育成子牛 4 頭 (飼料作物) 混播牧草 4 ha トウモロコシ 2 ha	<資本設備>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。
		牛舎 500 m ²	
		堆肥舎 140 m ²	<p style="text-align: center;">農業従事の態様等</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき休日制、給料制を導入する。 農繁期による臨時雇用従事者を確保する。 基幹労働力 1名 補助労働力 1名
		搾乳ユニット 1式	
		飼料タンク 3t 1基	
		トラクター 35ps 1台	
		ダンプトラック 2t 1台	
		<その他>	
		・ハーベスタ、マニユアスプレッダ等の農業機械と堆肥舎の共同所有、共同利用	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
原木椎茸	原木 10,000本	<資本設備> 発生ハウス 500 m ² 1棟 休養ハウス 400 m ² 1棟 人工ほだ場 2,000 m ² 1棟 浸水槽 1基 貨物自動車 2t 1台 暖房機 1台 植菌機 1台 原木運搬車 1台 コンテナ 20台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。 パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等
			<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 雇用労働力を確保する。 基幹的労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
水稲 + 水稲作業受託	水稲 20ha 作業受託 20ha	<資本設備> トラクター 50ps 他 2台 側条施肥田植機 6条 3台 コンバイン 5条刈他 2台 トラック 2t 1台 <栽培技術等> ・品種の組み合わせによる作期の拡大 ・側条施肥田植機による省力化 ・畦畔管理の効率化 ・減化学肥料、減農薬栽培の推進 ・おいしい米づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。 パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
			農業従事の態様等
			<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき、休日制を導入する。 臨時雇用を確保する。 基幹的労働力 2名 補助的労働力 2名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
肉用牛肥育 ＋ 水稲	(飼育頭数)	<資本設備>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。 パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
	肥育牛 26頭	牛舎 500m ²	
	繁殖牛 14頭	堆肥舎 100m ²	サイロ 100m ²
	(飼料作物)	フロントローダ 1台	農業従事の態様等 <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 社会保険等の加入 臨時雇用労働力を確保する。 基幹的労働力 1名 補助的労働力 1名
混播牧草	ロールベアラー 1台		
2ha	ソルガム (他に水稲用の資本装備)		
	0.2ha	<飼養技術>	
水稲	1ha	<ul style="list-style-type: none"> 夏山冬里方式による農繁期労働力の確保 	
		<その他>	
		<ul style="list-style-type: none"> 水稲基幹作業の機械化営農組合への委託 減化学、減農薬栽培の推進 	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
肉用牛一貫	(飼育頭数)	<資本設備>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による青色申告を実施する。 パソコンを利用して生産コスト等経営管理を強化する。
	肥育牛 45頭	牛舎 800m ²	
	繁殖牛 25頭	堆肥舎 200m ²	サイロ 200m ²
	(飼料作物)	トラクター35ps 1台	農業従事の態様等 <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づき、休日制・給料制を導入する。 社会保険等の加入 臨時雇用労働力を確保する。(ヘルパー制度を活用した労働負担の軽減) 基幹的労働力 1名 補助的労働力 1名
混播牧草	フロントローダ 1台		
3ha	ロールベアラー 1台		
トウモロコシ	コーンアタッチ 1式		
	0.5ha	<飼養技術>	
		<ul style="list-style-type: none"> 夏山冬里方式による農繁期労働力の確保 	

2. 経理等管理の方法

規模拡大による収入の増加だけでなく、効率的かつ安定的な経営を行うためにコスト管理を徹底し経費の節減を図るほか、複式簿記による青色申告の促進等を通じて経営管理の合理化を進める。

そのために、複式簿記の研修指導やパソコンの導入、活用を推進し経営管理方法の改善を図るとともに、数値に基づく経営分析・経営診断を行い経営の効率化や生産性の向上を推進する。

さらに、税制優遇措置や各種助成制度を効率的に利用し、所得の向上につながる情報収集や関係機関との連携を図る。一方で、資金調達力、販売面での信頼性、税制上の有利性、経営の円滑な継承、新規就農者の受け皿等の利点を有する農業経営の法人化を推進し、経営と家計の分離や分業化・組織体制の強化などを図り、併せて法人の利点を最大限に生かすためパソコンによる記帳、労働管理や経理担当者の設置など経営管理の改善を行う。

3. 農業従事の態様等

担い手の確保が容易に行われるような魅力的な職業であるためには、収入面のみならず、労働条件や福利厚生等においても条件を満たさなければならない。

そのためには、法人経営においては、雇用導入の促進のため、就業規則の作成、休日制・給料制の実施、社会保険制度への加入、休憩室や被服の貸与など複利厚生制度の充実を行う。

個別経営においては、家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入に努めるとともに、労働時間を目標に農閑期におけるパートの雇用による労働力確保や労働時間の短縮、ヘルパー制度の活用による休日の確保を図る。

また、労働環境の快適性を推進するため、農作業の軽減や安全性の向上、作業環境の改善をはかるなど女性や高齢者に配慮した就業条件の改善を進める。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に下呂市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、下呂市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。モデル営農類型は、本市の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を示したもので全てを網羅したものではない。

1. 標準的モデル営農類型

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (I)	夏秋トマト 15a	<資本設備> パイプハウス 1,500㎡ 灌水装置 1式 トラクター 20ps 1台 管理機 7ps 1台 防除機 1台 軽トラック 1台	・パソコンを利用した経営管理と複式簿記による青色申告の実施
		<栽培技術> マルハナバチによる授粉、防虫ネットの設置、ぎふクリーン農業、GAPの推進 <その他> マニユアスプレッタの共同利用	農業従事の態様等 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ ・農繁期に臨時雇用従事者を確保する ・基幹的労働力 1名

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設園芸 (Ⅱ)	ほうれん草 30a (延べ1.5ha)	<資本設備> パイプハウス 3,000m ² 灌水装置 1式 作業場 30m ² 予冷库 1坪 トラクター 22ps 1台 播種機 1台 土壌消毒器 1台 管理機 1台 軽トラック 1台 <栽培技術> 防虫ネットの設置、予冷出荷、 ぎふクリーン農業、GAPの推進 <その他> 年5作	・パソコンを利用した経営管理と 複式簿記による青色申告の実施
			農業従事の態様等 ・年間労働配分を考えた作目、品 種、作型の組合せ ・基幹的労働力 1名 ・補助的労働力 2名

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の下呂市における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標

現在（令和2年度）	目標（令和12年度）
25.6%	50.0%

※農地集積における認定農業者等のシェアは、下呂市の耕地面積に対して認定農業者、認定新規農業者、特定農業法人、特定農業団体、基本構想水準到達農業者及び集落営農組織の経営面積及び特定農作業受託面積の合計面積が占める割合とする。

2. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

農業経営の一層の効率化を図るため、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3. 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

下呂市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、下呂市農業の地域特性を活かした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行の特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

下呂市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 条件整備されたほ場においては、ほ場の高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ 地域の山間部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、地域営農集団の活動を活発化させ、担い手不足、鳥獣害等で増大している遊休農地の解消に努める。

さらに、下呂市は、地域営農集団に対して特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じて特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

下呂市は、土地利用型農業により規模拡大を図ろうとする認定農業者及びそれらの者で構成する生産組織、農地所有適格法人を地域農業の中核的な担い手として位置づけ、その者が企業的経営に基づく生産性の高い先進的な農業を行えるような条件整備の一環として、利用権の設定等はこれらの者へ優先的に斡旋するものとする。

また、認定農業者以外の者が企業的経営に基づく生産性の高い先進的な農業を目指す場合は、農業経営改善計画書の提出等について指導するものとする。

(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき条件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来、農業の担い手が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合、農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定める

ところによる。

- ④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第6条で定める場合を除く）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 農業委員会への確約書の提出や下呂市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地すべてについて、当該農地所有適格法人に利用権設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持ち分の付与を含む。以下同じ）方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払い方法並びに所有者の移転の時期は、別紙2のとおりとする。利用権設定等促進事業については、認定農業者及びそれらの者で構成する生産組織、農地所有適格法人を地域農業の中核的な担い手として位置づけ、それぞれの営農類型の特性に即した農地の斡旋をするものとする。また、認定農業者以外の者が生産性の高い農業を目指す場合は、農業経営改善計画書の提出等について指導するものとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 下呂市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 下呂市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 下呂市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）
- ② 下呂市は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 下呂市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めようと努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 下呂市農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、下呂市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 下呂市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は、第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業に実施が必要であると認めるときには、農業委員会の定める各筆明細様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、農業委員会の定める各筆明細様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を

申し出ることができる。

- ④ 下呂市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農業委員会の定める各筆明細様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申し出を行う場合において（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の策定

- ① 下呂市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 下呂市は、（５）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、下呂市の農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 下呂市は農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払い時期の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分

付与を含む。)の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、下呂市農業委員会長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

下呂市は農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

下呂市は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を下呂市の掲示板への提示により公告する。

(10) 公告の効果

下呂市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

下呂市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 下呂市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 下呂市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 下呂市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を下呂市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 下呂市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。
- ⑤ 下呂市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。下呂市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地

の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

下呂市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施を行うことが適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を促進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする

ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を下呂市に提出して、農用地利用規程について下呂市の認定を受けることができる。
- ② 下呂市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程の内容が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 下呂市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を下呂市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定める事ができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関

する事項

③ 下呂市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に特定農業法人が、当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②に認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 下呂市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 下呂市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

下呂市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

飛騨農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について、あっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保に関する事項

下呂市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、下呂市は、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会が中心となって、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、宿泊施設に関する情報等）の提供を行う。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農後間もない青年等については、地域内で孤立することのないよう、個別巡回や各種研修会等への参加を促し、交流の機会を設けるとともに、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等が就農する地域の実質化した人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、経営指導等のフォローアップを行い、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への計画的な誘導を図る。

（3）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、「下呂地域担い手育成総合支援協議会」、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

下呂市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 中山間地域総合整備事業の実施により、農業用施設の保全管理、水質保全等に有効な施設整備と併せて施設の有する水辺空間を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することで、活性化と健全な発展を図る。

イ グリーンツーリズム推進地域育成事業の実施により、都市と農村の交流を図るとともに、女性グループや高齢者による特産品づくりの活動を支援し、地場産農産物の加工による高付加価値化の研究を行う。

ウ 機械化組合等、担い手組織における農作業の受託を行い、稲作における農家の労力軽減及び、農業機械施設の過剰投資の防止に努め、農業経営規模拡大の条件整備を図る。

エ その他、地域の農業振興に関する諸政策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の一層の円滑な促進に資するよう配慮する。

オ 多面的機能支払いに取り組み、地域協働で農地の維持管理や農業用水等の保全管理を促進する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

下呂市経営・生産対策推進会議を位置づけ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、その検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農事改良組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、下呂市はこのような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和4年2月14日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設に用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号、若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）の関係

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃との額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用規程に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合には、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものによって定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき下呂市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われてときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>